積立金管理業務規程

令和4年4月1日施行 令和6年4月1日変更

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
- 第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項(第6条)
- 第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項(第7条―第31条)
- 第5章 積立金の運用の方法に関する事項(第32条―第35条)
- 第6章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項(第36条―第39条)
- 第7章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項(第40条・第41条)
- 第8章 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項 (第42条・第43条)
- 第9章 雑則(第44条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第15条の20の規定により、法第15条の19の規定により行う積立金管理業務に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、本規程に従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。

(用語)

- 第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法、施行規則及び業務規程において使用する用語の例による。
- 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - 一 「外部積立て」とは、法第15条の12第3項の規定により、認定事業者が解体等 積立金を本機関に積み立てることをいう。
 - 二 「内部積立て」とは、法第15条の17の規定により、法第9条第3項に規定する 事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受 けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要す る費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。

(情報処理システム)

第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の観

点から、積立金管理業務に用いる情報処理システムを具備する。

- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係 者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変 更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項

(業務時間及び休日)

第5条 積立金管理業務を行う時間は、業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項

(事務所の所在地)

第6条 積立金管理業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項

第1節 交付金相当額積立金の積立ての方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得)

第7条 本機関は、交付金相当額積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(交付金相当額積立金の額の算定)

第8条 本機関は、法第15条の7の規定により、交付金相当額積立金の額の算定を行う。

(交付金相当額積立金の額の決定)

- 第9条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立 金の額を決定する。
- 2 本機関は、前項の規定により決定した各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積 立金の額を経済産業大臣に報告する。

(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)

- 第10条 本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条 の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、交付金相当額積立金の額(当該供 給促進交付金の額を限度とする。)を控除する。
- 2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項の規 定により、当該認定事業者が交付金相当額積立金として本機関に積み立てたものとみな す。

(調整交付金の交付に係る交付金相当額積立金の納付との相殺)

第11条 本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、当該 FIT電気買取事業者に対する調整交付金の交付と、法第15条の6第3項の規定により認定事業者が当該FIT電気買取事業者を経由して本機関に積み立てるべき交付金相当額積立金の納付とを、対当額(当該調整交付金の額を限度とする。)で相殺するものとする。

(積み立てた交付金相当額積立金の額の照会への回答)

- 第12条 認定事業者は、本機関が第9条第1項の規定による交付金相当額積立金の額の 決定及び前2条の規定による交付金相当額積立金の処理を行ったときは、当該認定事業 者が積み立てた交付金相当額積立金の額について、本機関に照会することができる。こ の場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システム により回答するものとする。
- 第2節 解体等積立金の外部積立ての方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得)

第13条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(解体等積立金の額の算定)

第14条 本機関は、法第15条の13第1項の規定により、外部積立てに係る解体等積立金の額の算定を行うものとする。

(解体等積立金の額の決定)

- 第15条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金 の額を決定する。
- 2 本機関は、前項の規定により決定した各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金 の額を経済産業大臣に報告する。

(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除)

- 第16条 本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条の14第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)を控除する。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。
- 2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の14第2項の 規定により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。
- 3 本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、前条第1項の規定により決定した当該認定事業者が外部積立てとして積み立てるべき解体等積立金の額が、当該認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を下回る算定期間がある場合には、当該認定事業者に対し、当該算定期間が属する年度の当該下回る額の合計額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。
- 4 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の末日とし、 当該日が休日(業務規程第11条第3項に規定する休業日をいう。以下同じ。)に当た るときは、その翌営業日とする。

- 5 本機関は、認定事業者に対して積み立てることを求める第3項に規定する下回る額の合計額に相当する金銭を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 6 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。

(調整交付金の交付に係る解体等積立金の支払いとの相殺)

- 第17条 本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、当該 FIT電気買取事業者に対する調整交付金の交付と、法第15条の12第4項の規定に より、認定事業者が当該FIT電気買取事業者を経由して本機関に積み立てるべき解体 等積立金の支払義務とを、対等額(当該調整交付金の額を限度とする。)で相殺するも のとする。
- 2 本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、第14条第 1項の規定により決定した当該認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額が、当該 電気事業者に対して交付する調整交付金の額を下回る交付期間がある場合には、当該F IT電気買取事業者に対し、当該下回る額に相当する金銭について、期限までに本機関 に支払うことを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を 受けた者である場合における調整交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した 額とする。
- 3 前項の期限は、本機関が同項により支払うことを求めた日が属する月の翌月末日とする。ただし、その日が積立金管理業務の休日である場合においては、その翌営業日とする。
- 4 本機関は、第2項に規定する認定事業者に対して支払うことを求める下回る額の合計 額に相当する金銭の支払いを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるもの とする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 5 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。

(積み立てた解体等積立金の額の照会への回答)

第18条 認定事業者は、本機関が第14条第1項の規定による解体等積立金の額の決定及び前2条の規定による解体等積立金の処理を行ったときは、当該認定事業者が積み立てた解体等積立金の額について、本機関に照会することができる。この場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより回答するものとする。

第3節 交付金相当額積立金の取戻しの方法に関する事項

(交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定)

- 第19条 本機関は、認定事業者又は旧認定事業者が本機関に積み立てた交付金相当額積 立金の全部又は一部について、当該認定事業者又は旧認定事業者から法第15条の9の 規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、交付金相当額積立金 の取戻しに係る額を決定する。
- 2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行う ものとする。

(交付金相当額積立金の本機関への帰属)

第20条 本機関は、法第15条の10第1項の規定により、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備 の除去その他の措置を講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認 定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金がある ときは、当該交付金相当額積立金は、本機関に帰属するものとする、

2 前項の規定により本機関に帰属した金銭は、法第15条の10第2項の規定により、 徴収等業務費用に充てるものとする。

(交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知)

第21条 本機関は、第19条第1項の規定による審査及び決定を行ったときは、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者又は旧認定事業者に対し通知するものとする。

(交付金相当額積立金の取戻しへの対応の方法)

- 第22条 本機関は、交付金相当額積立金の取戻しにあたり、認定事業者又は旧認定事業者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
- 第4節 解体等積立金の取戻しの方法に関する事項

(認定事業者等からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定) 第23条 本機関は、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部に ついて、当該認定事業者等から法第15条の15の規定による取戻しに係る申請を受け たときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定するものとする。

2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。

(認定事業者等以外の者からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定)

- 第24条 本機関は、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該認定事業者等以外の者から法第15条の16の規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。
- 2 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者による前項の申請は、あらか じめ、その旨について、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関に通知した場合に 限るものとする。

(解体等積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知)

第25条 本機関は、第22条第1項又は前条第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等又は当該認定事業者等以外の者に対し通知するものとする。

(解体等積立金の取戻しへの対応の方法)

- 第26条 本機関は、解体等積立金の取戻しにあたり、認定事業者等又は認定事業者等以 外の者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

第5節 積立金の取扱いに関するその他の事項

(積立金残高確認書の発行)

第27条 本機関は、認定事業者等からの求めにより、当該認定事業者等の積立金の累計 残高が記載された積立金残高確認書を発行する。

(解体等積立金の内部積立てから外部積立てへの変更に伴う金銭の積立て)

- 第28条 本機関は、解体等積立金の内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電 事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、内部積立てから外部積立てへの変更認 定がされた場合には、当該時点で外部積立てとして積み立てるべき金銭の額を含む必要 な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対し、当該積み立てるべき金銭につ いて、期限までに本機関に積み立てることを求める。
- 2 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日 とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。
- 3 本機関は、第1項に規定する認定事業者に対し積み立てることを求める当該認定事業者が積み立てるべき金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。

(解体等積立金の取戻しに係る差額に相当する金銭の積立て)

- 第29条 本機関は、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等から受けた工事完了登録の申請内容を審査するときは、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた太陽光パネルの量より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、取戻しに係る額と実際の取戻し可能額の差額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。
- 2 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。
- 3 本機関は、第1項に規定する認定事業者等に対し積み立てることを求める差額に相当 する金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。 ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等が負担するものとする。

(解体等積立金の追加取戻し)

- 第30条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等は、当該認定事業者等が実際に解 体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予 定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に対し、 解体等積立金の追加的な取戻しのための申請ができるものとする。本機関は、当該申請 を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。
- 2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。
- 3 本機関は、第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻し に係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理シ ステムにより、当該認定事業者等に対し通知するものとする。
- 4 本機関は、第1項の規定による解体等積立金の追加的な取戻しにあたり、認定事業者 等の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。
- 5 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

(解体等積立金の積立て及び納付の督促)

- 第31条 本機関は、第16条第3項の規定により認定事業者に対して積立てを求める場合、第17条第2項の規定によりFIT電気買取事業者に対して支払いを求める場合若しくは第28条第1項又は第29条第1項の規定により認定事業者等に対して積立てを求める場合において、認定事業者が第16条第4項に規定する期限までに積み立てないとき、FIT電気買取事業者が第17条第2項に規定する期限までに支払わないとき若しくは認定事業者等が第28条第2項又は第29条第2項に規定する期限までに積み立てないときは、督促状により期限を指定して積立て又は支払いを督促する。
- 2 前項の指定する期限は、積立て又は支払いの期限の日が属する月の翌月の10日とする。ただし、月の末日が休日にあたり翌営業日が積立て又は支払いの期限となるときは、 当該積立て又は支払いの期限の日が属する月の10日とする。

第5章 積立金の運用の方法に関する事項

(基本方針)

第32条 本機関は、積立金の運用において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の 確保に万全を期すものとする。

(区分経理)

第33条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の54第3号の 規定及び会計規程により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係 る経費とを明確に区別して管理する。

(積立金の運用)

- 第34条 本機関は、法第15条の21に基づき、余裕金運用業務の細則に関する規程の 第5条に規定する方法により、積立金を運用することができる。
- 2 本機関は、積立金の運用により生じた収入を積立金管理業務費用に充てるものとし、 他の費用に流用しない。

(残高の報告)

第35条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、積立金の積立残高を経済産業大 臣に報告する。

第6章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

第36条 本機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

- 第37条 本機関は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書 や電子媒体等について、適切に保存する。
- 2 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程により、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

第38条 情報管理については、業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

第39条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、秘密情報 の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。

第7章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

- 第40条 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。
- 2 本機関の理事長、理事及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして 位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監査)

第41条 本機関は、積立金管理業務が適正に行われていることについて検査するため、 監査を原則として毎年度実施する。

第8章 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

- 第42条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
 - 一 法第15条の16に規定する帳簿
 - 二 その他積立金管理業務を記録する書類
- 2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。
- 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。

(災害等に備えた管理)

第43条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

第9章 雑則

(実施細則)

- 第44条 本機関は、本規程に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を 変更したときも同様とする。

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から 施行する。